

静岡県防災・原子力学会
平成 25 年度第 1 回原子力分科会 会議録

平成 25 年 5 月 15 日(水)
静岡県庁別館 5 階危機管理センター東側

午後 1 時 30 分開会

○垣内理事 定刻になりましたので、ただいまから静岡県防災・原子力学会平成 25 年度第 1 回原子力分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、静岡県危機管理部理事の垣内です。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、山本原子力分科会会長からご挨拶をいただきます。山本分科会会長、よろしくお願いいたします。

○山本分科会会長 静岡県防災・原子力学会平成 25 年度第 1 回原子力分科会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、本日の会議にご出席いただきまして、感謝いたします。

原子力発電所の安全対策につきましては、7月に原子力規制委員会により新たな規制基準が策定される予定ですが、浜岡原子力発電所については、津波対策、シビアアクシデント対策など、策定中の基準案の一部を踏まえた対策も含め、中部電力が安全対策に取り組んでいるところと聞いております。これらにつきましては、基準が決定された後、改めてこの原子力分科会の場で議論したいと思います。

一方、原子力災害対策につきましては、昨年 10 月に原子力規制委員会が原子力災害対策指針を決定した後、継続して検討を進めているところであり、それを受け、県や関係市町では、地域防災計画の修正や体制整備に取り組んでいると聞いております。

本日の議題は、今年 2 月の原子力災害対策指針の改定を踏まえ作成した「静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）」の修正について検討するものでございます。委員の皆様方には、それぞれのご専門の立場から、忌憚のないご意見をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶といたします。

○垣内理事 ありがとうございます。

続きまして、本日ご出席の皆様でございますけれども、お手元の名簿と座席表をご覧くださいと思います。

山本分科会会長、大竹委員、興委員、久保委員の4人にご出席をいただいております。

なお、明石委員、小佐古委員は、所用により欠席されております。

それでは議題に移ります。議事の進行は、山本分科会会長、よろしく願いいたします。

○山本分科会会長 それでは、議事進行を行ないますので、委員の皆様方には活発なご発言をお願いいたします。委員の皆様がご発言の際には、挙手をして、私の指名を受けてからご発言願います。また、傍聴にいらっしゃっている方もたくさんいらっしゃいますので、マイクを使って発言をお願いします。

議題は、「静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の修正について」であります。

初めに、事務局から議題の趣旨と説明をお願いします。

○杉浦課長 県の原子力安全対策課長の杉浦と申します。よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから、今回の地域防災計画の改正の概要につきまして、ご説明させていただきます。

主に資料を使いますのは、PowerPoint 資料で「静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の修正の概要」というペーパーと、あともう1点、「静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表」という2つの資料を使いまして説明させていただきます。

PowerPoint 資料につきましては、画面のほうを中心に説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず要旨でございます。

国の原子力災害対策指針が今年の2月27日に改定されまして、EALとかOILの設定。こういうものが設定されました。これに伴いまして地域防災計画の修正を行なうものでございます。委員の先生方には、1ペーパーで「原子力災害対策指針の改定の概要」というペーパーをお分けしておりますけれども、これが今年の2月27日に国が通知をされまして改定されました主な内容でございます。そこにEAL、OILの概要が書かれております。ここら辺の内容をこれから順次説明してまいりますので、PowerPointに従って聞いていただければありがたいと思っております。

3ページに移りまして、これまでの経緯につきまして若干説明させていただきます。

昨年、24年の6月に、災対法とか、あるいは原子力災害対策特別措置法の改正がされて、この表にはございませんけれども、9月には原子力規制委員会が発足されました。原子力規制委員会のほうで、24年の10月31日、原子力災害対策指針が策定されて、その主な内容というものは、原子力発電所からおおむね半径5km圏内のPAZと、原子力発電所からおおむね半径30km圏内のUPZの圏域について規定をしたというものでございます。

その指針が策定されましたので、今年の2月に県のほうでは防災会議を開催いたしまして地域防災計画を修正したというところがこれまでの経緯でございます。

4ページ目に移りまして、それ以降の経緯でございます。

今言いましたように、2月27日に国が原子力災害対策指針を改定されました。3月11日には国のほうで地域防災計画の策定マニュアルを改定されて、関係の県に通知をしていただいております。

そして5月15日、本日の分科会を迎えるわけでございますけれども、今後は、6月に入りまして、県のほうの改定案につきまして市町村と協議を、説明会等開きまして周知徹底をしたいと思っております。そして6月の下旬になると思っておりますけれども、再度県の防災会議を開催しまして、今回の改正の内容についてお諮りして、地域防災計画の修正を決定してまいりたいというのが今後の予定でございます。

それでは、5ページに移りまして、本日の主な改正点でございますEALとOILの基準。これにつきまして計画に盛り込みましたので、具体的に説明していきたいと思っております。

まず、EALとは何かということでございますけれども、そこに書いてありますように、基準といたしましては、放射性物質の漏洩前。まだ事故が起こる前といいますか、漏洩前の防護措置の判断基準を示す緊急時活動レベル。これをEALと申します。EALに基づきまして、行動パターンとしましては、避難所の予防的防護措置を確実にかつ迅速に開始するために、避難等の予防的防護措置を確実にかつ迅速に開始するために、発電所そのものの状態。「発電所がこういう状態になったら、あるいは外的な事象がこういう状態になったら、こういう防護措置を講じるんですよ」と。そういうものの基準がEALということで考えていただければ結構だと思います。

その「発電所がこういう事態になった場合に」の基準は主に3つございますので、その3つにつきまして、今から説明いたします。

まず1点は、「警戒事態」ということで、原災法、原子力災害対策特別法10条のおそれ。まだ10条事態にはなっていないけれども、おそれのある事態を「警戒事態」といいます。これがまず1点。

2点目は、「施設敷地緊急事態」。減災法の10条事象に当たりますけれども、これが2点目の事態。

3点目が「全面緊急事態」ということで、減災法の15条事象に当たるもの。これが「全面緊急事態」ということで、3つのEALのレベル、基準がございます。それぞれの基準、これから具体的に申し上げてまいります。

まず、最初の「警戒事態」でございます。7ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表のほうは79ページをご覧いただきたいと思います。79ページの少し上のほうに、空欄を開けて「(1) 県は、警戒事象発生時には」云々と、ここの部分になりますけれども、警戒事態が発生しますと、PAZ、半径5km圏内の災害時要援護者等に対する予防的防護措置（避難）の準備を行なう。この時点ではまだ「10条のおそれ」ですので、「災害時要援護者の避難等の準備を行なう」ということが行動パターンでございます。

では、具体的に「警戒事態」とはどういうことを指すかということなんですけれども、それはPowerPointの8ページに記載しておりまして、画面のほうを見ていただきますと、例えば立地都道府県で震度6弱以上の地震が発生した場合とか、大津波警報が発令された場合とか、あるいは東海地震の注意情報が発令された場合。この場合を「警戒事態」と申し上げます。こういう事態が発生しましたら、今言ったように、PAZ内の要援護者の予防的防護措置（避難）の準備を行なう。これがまず最初の行動パターンでございます。

次に、2番目でございますけれども、「施設敷地緊急事態」でございます。新旧対照表のほうでは80、81ページのほうを見ていただきたいと思います。

この特定事象の緊急事態が発生したときにはですね、今度の行動パターンとしましては、PAZ内5km圏内における、まず予防的防護措置（避難）の準備を行なう。それに加えて、PAZ内の災害時要援護者については避難の開始をするということで、ここで初めて行動が始まると。災害時要援護者については、この時点から今言った施設敷地緊急事態から、もう避難を開始するということが行動が発生いたします。

それでは施設敷地緊急事態とはどういう事態を指すかということは、表をご覧になっ

ていただきたいと思いますが、例えば原子力冷却材の漏洩ですとか、給水機能の喪失とか、あるいは例えば5分以上の全交流電源喪失とか、このようなもの。ここに書いてある9項目の事態が緊急事態ということで、これが発生しますとPAZ内5km圏内の災害時要援護者等の避難が開始される。これが2番目の活動レベルになります。

それで、EALの3番目でございますけれども、「全面緊急事態」です。新旧対照表のほうでは81ページ、あるいは82、83あたりに記載されております。

全面緊急事態が発生しますとですね、まずはPAZ内の、先ほど災害時要援護者だけと言いましたけれども、今度は住民全員が避難を開始するということになります。それとUPZ内。UPZというのは5km超31km——本県では31kmになりますけれども、31km圏内のUPZ内における屋内退避。これをやっていただくということが全面緊急事態が発生した場合の行動パターンになります。

全面緊急事態とは具体的にどういう事態を指すかといいますと、そこに書いてある全面緊急事態の表のように、原子炉停止に必要な全ての機能が喪失してしまったとか、あるいは全てのECCS——これは非常用炉心冷却装置のことをいいますけれども——による原子炉への注水が不能とか、あるいは原子炉の全冷却機能の喪失、5分以上の非常用直流電源の喪失。あるいは続きのページに行きまして、原子炉制御室の使用不能とか、あるいは敷地境界の空間放射線量が $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上が10分以上継続した場合とか、こういった事態が生じた場合、おおむね原災法の15条事象に当たりますけれども、こういう事態が生じた場合には、PAZ内の全員避難とUPZ内の屋内退避という行動をしていただくということを規定に盛り込ませていただきました。これが主に3つのEALの内容でございます。

次に、OILのほうを説明させていただきたいと思います。

まず、OILといいますのは、今までは放射性物質が漏洩する前のことを言ったんですけれども、OILは、放射性物質の漏洩後の防護措置の判断基準といたしまして、「運用上の介入レベル」ということで訳されていますけれども、漏洩されますと、主に3つとすべき防護措置の基準を定めております。放出された放射性物質の濃度に応じて3つの基準が定められ、その3つの基準を計画に盛り込んだところでございます。

それでは、OILの3つの基準とはどういうものかといいますと、まず(1)が、避難とか屋内退避の基準、一時移転の基準。主には避難とかの基準ですね。これをOIL1とかOIL2で規定しておりますけれども、その基準。

それと、2番目が、人のスクリーニングや除染の基準。こういった場合にこういう除染をするか。これがO I L 4という形で規定されております。

それと3番目。今度は飲食物のスクリーニングや摂取制限の基準。これがO I L 6という形で示されております。この3つが漏洩後の主な行動基準として示されたものでございます。

では、順次説明してまいります。

まず最初の、避難・屋内退避の基準。O I L 1、2の基準でございますけれども、新旧対照表のほうでは83ページのところに記載しております。83ページの下段のほうです。ね。「また」以下。表の下に「また県は、事態の規模、時間的な推移に応じて」云々と書いてありますけれども、結局O I L 値の値を超えてですね、または超える恐れがあると認められる場合には、住民等に対して屋内退避や避難のための立ち退きの勧告指示等の確認を行なうということで、一定以上の放射線量が観測されたら避難等を行なうということを規定に盛り込んだものでございます。

では、その一定以上の基準というのはどういうものかといいますと、それもまた表のところにございますけれども、まずO I L 1でございます。こちらのほうは、地上1 mで500 μ Sv/h以上の放射能を観測しましたら、数時間以内に区域を設定して避難を実施するということが、まずO I L 1で示されております。500 μ Sv/hの値を超えるような場合には即避難ということがまず1点。

それと、O I L 2でございますけれども、20 μ Sv/hが観測されますと、1週間程度以内に一時移転をしなければならないということで、避難の基準をまずO I L 1、2で定めております。

続きまして、2番目。スクリーニングや除染の基準でございます。

これは、新旧対照表のほうでは90ページのほうに記載しておりますけれども、90から92でございます。91ページのところにですね、上から5行目、「県は、原子力災害対策指針に基づき」云々ということを書いてありますけれども、「住民等が避難区域等から避難する際に、やはりスクリーニング及び除染を行なうものとする」ということで、当然放出・漏洩後でございますので、「スクリーニングや除染を行なうもの」ということで規定をしております。

では、こういった場合にそのスクリーニングや除染をしなければならないかというのが、O I L 4という形で規定がされております。

○ I L 4 ではありませんね、例えばβ線で行きますと、40,000cpm。「カウント・パー・ミニット」と読むんですけれども、1分間当たり4万点のβ線の検出があった場合。人をスクリーニングしてですね。そうした場合には、即基準を超えれば迅速に除染をすること、除染の基準がここに書かれております。

1カ月後においては13,000cpmということで、13,000ポイント、カウントがされた場合に除染をすること、ここの○ I L 4ではスクリーニングの基準が示されているところでございます。これをまた計画のほうに盛り込んだものでございます。これが2点目。

最後ですけれども、3点目は、飲食物の出荷制限や摂取制限に関する基準でございます。新旧対照表のほうでは96ページから98ページに。96ページのほうを見ますと、上のほうに「第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等」ということで規定を入れておりますけれども、「避難勧告等の対象地域においては、地域生産物の出荷制限や摂取制限を実施するものとする」ということを規定しました。そして、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえて飲食物等の検査を実施し、そして○ I L 値や食品衛生上の基準値に基づき、それを超えたものについては、当然出荷制限や摂取制限、及びこれらの解除を実施するということが規定の中に盛り込んだものでございます。

では、具体的にどういった場合に飲食物等の制限をするかということでございますけれども、飲食物の摂取制限の、まずトリガーといいますか、スクリーニングの値ですけれども、 $0.5\mu\text{Sv/h}$ を検出されましたら、「措置概要」に書いてありますように、「数日内に飲食物の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定」ということで、まずこの値が出ましたら、区域を設定します。次に、この区域を設定して、具体的にどの数字が出れば摂取制限等をやるかというのは、○ I L 6のほうで規定されております。○ I L 6を見ますと、例えば放射性ヨウ素を見ますと、飲料水に当たっては300Bq/kg。あるいは野菜類や肉、魚類に当たっては2,000Bq/kgを超えた場合に摂取制限を迅速に実施するということが、○ I L 6には、このように飲食物等の摂取制限。こういうものを規定したわけでございます。

これがE A L、○ I Lの、それぞれの基準の概要です。それをまとめたものがPowerPointの23ページに記載されておりますけれども、表の一番左に「警戒事象」「特定事象」「原子力緊急事態宣言」。そして最後に「事故発生（放射性物質漏洩後）」と書いてあると思っておりますけれども、上から3つ目まで、15条事象までが、主にE A L。放射性

物質の漏洩前のことをごさいますので、EALのことをうたっております。

それで、まず警戒事象が発生しましたら、PAZ内の、先ほど言いましたように、災害時要援護者の避難の準備。特定事象、10条事象が発生しましたら、これもPAZ内の要援護者の避難の、先ほど言いましたように「ここから実際に開始をしますよ」と。一般住民は避難の準備。

それで、原子力緊急事態宣言。15条事象が発生しましたら、PAZ圏内の住民については全員避難を実施いたします。安定ヨウ素剤を服用して。さらに加えて、UPZの、あるいはUPZ外につきましては屋内退避を実施するという。この、主に上から3段目までがEALに基づいた行動パターンということになります。

一番下がOILに基づいた行動パターンになりますけれども、実際に放射性物質が漏洩いたしましたら、PAZの方々はまだ既に避難を完了しておりますので、UPZとUPZ外しか書いてありませんけれども、OILの、これは1、2に基づいて、屋内退避または避難を実施するとか、先ほど言いましたように、OIL6に基づいて飲食物の摂取制限をするとか、こういう行動をするということが規程に盛り込まれたところがございます。

「まとめ2」のほうはですね、これらの内容について時系列にまとめたものでございます。内容は一部重複しますので説明は割愛させていただきます。

PowerPoint資料の25ページに移りたいと思います。そのほかの主な修正内容がございます。

まず(1)。これは新旧対照表の40ページに記載がございますけれども、「放射性物質による環境汚染への対処」ということで、40ページの14に、「放射性物質による環境汚染への対処のための整備」ということで、県、国、市町村、原子力事業者あるいは関係機関は、連携して、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な体制整備をする。除染とか廃棄物の保管とか、こういうものを連携して行ないますよということ、これはもったいな話でございますけれども、こういうことの規定をつけ加えさせていただいております。これもマニュアルに基づいて追加された事項でございます。

それと、106ページ、医療関係でございます。新旧対照表の106ページの中段よりやや上のところですね。「また、」云々という、下線が引いてあると思っておりますけれども、原子力災害が発生しますとですね、政府のほうでは原子力災害現地対策本部医療班が設置されます。そして医療統括責任者というものを指名されますので、その指示に従って、

関係機関が一体となって、消防車や医療機関や救急組織の搬送受け入れを支援するという
ことで、その規定が盛り込まれたものでございます。

あと、最後に3番目ですけれども、「UPZをPAZに変更」ということで、これは牧
之原市に限った今回の改正でございますけれども、これまでUPZの一部とされてお
りました、牧之原市の、そこに書いてあります、須々木とか鬼女新田とか波津等の地域に
つきましては、牧之原市のほうで3月に防災会議を開催しまして、いろいろ意見を出し
合ったところ、PAZ内の一部、これまで入った地域と一体として避難することが効
率的である、効果的であるということのご意見が出まして、それでまとまったもので
すから、今回「一部変更させていただきたい」という要請がございましたので、この
地域についてはUPZからPAZに変更するという形になっております。

図面でいくと、PowerPoint資料26ページのように、色のついたところが追加され
た部分ということで、これがPAZに変更された部分でございます。

あと、27ページは、PAZとかUPZ、あるいはPPAの解説を載せた部分ですので、
これは読んでいただければ結構だと思います。

最後ですけれども、今後の修正予定。これを少しお話ししたいと思えます。

ご存じのように、原子力規制委員会が策定しております原子力災害対策指針です
けれども、順次これまでも改定されておまして、今も改定作業を進めているところ
でございます。従いまして、県のほうも、順次その改定に合わせて地域防災計画の
修正を行なっていきたいと思っております。

併せて、県内の市町や、あるいは周辺県と調整を進めて、結局防災で重要な
のは、円滑な避難。広域的な避難をどうするかということでございますので、その
広域的な避難計画について、現在委託作業も進めておりますけれども、今後継続
的に広域避難計画を策定して、またできた段階で、この原子力委員会でお諮り
させていただきたいと考えております。

参考までに、原子力災害対策指針改定予定の内容でございますけれども、1から、
主なものを5つほど記載しております。この中で、3と4につきましては、欄外
に書いてありますように、現在もう既に改正中で、パブリックコメントを
実施中でございます。そのほかについては、まだ議論の机上にも乗って
いないということで、非常に残念なんですけれども、これらの事項については
早急に指針に盛り込んでいただきますよう、県としても国に求めてまい
りたいと思っております。

簡単ではございますけれども、私から、以上、地域防災計画の修正事項の主なものについて説明させていただきました。ありがとうございました。

○山本分科会会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございました、「静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）」の修正内容について、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。ご議論をお願いします。

久保委員、お願いいたします。

○久保委員 静岡県としては、こういう対応をとるということは非常に評価することだと思うんですけど、今ご紹介いただきました防災計画の中でですね、私は建築防災なんていうところから、若干その立場から見るとですね、これ、いわゆる判断プロセスというのがあるんですよね。一番わかりやすいのは、この 24 ページの PowerPoint で、E A L から O I L へ変わる段階のところの、これはかなり時間的には短時間だと思うんですけど、短時間で判断プロセスを、多分形式上、県知事が判断プロセスの最高意思決定者だと思うんですけども、実態上は誰がなるのかとかですね、それから判断プロセスというのに対しても、多重化がある程度必要じゃないかと。1つのプロセスで判断するときに、ある途中段階で抜けるようなことがあったりする。今回も、規制庁の考え方は多重防護の考え方になっていますので、多重化をすると。それで、ちょっとトレードオフの関係にあるのが、多重化の判断プロセスを設けると、混乱することがあると。つまり命令系統が2つになるような可能性が。ちょっとそのあたりは、県の体制としてはどうされるかという議論も必要だと思うんですけども、混乱を起こすことをより心配するのか、多重化に踏み込むかということに関して、私はやっぱり多重化をしないといたほうがいいんじゃないかと。判断プロセスにおいて。ということをちょっと申し上げておきたいと思います。

ちょっと今日の資料の中では、指針そのものには含まれないかもしれないんですけども、防災計画の中で、どういうプロセスで判断をしていくかと。結局、知事もしくは危機管理部長、危機管理監という方が、これはちょっと行政上の問題もあると思うんですけども、行政権限は市長にあるわけですよね。ただ、ある程度こういう非常事態においては、市長の行政権限を超えて、広域的な、県知事のほうで指示機能を出すようなこともお考えになったほうがいいんじゃないかという気がします。

私は地方行政業務に関して、あんまり何やかんや口を出す立場じゃないんですけど

も、やっぱり非常に限られた時間で非常に高度な判断をするというのが、今回の福島や何かでもよく表に出ていたことじゃないかと思imasuので、ちょっと意見として申し上げておきたいと思imasu。

○山本分科会会長 はい、ありがとうございました。何かお答えされますか。

○久保委員 委員長、よろしゅうござimasuか。どちらかという、事務局にお答えいただくよりは、この委員の中で、今のことについて、「やっぱり別の考えもあるんだ」というふうな議論をされたほうがいいんじゃないかと思uんですが。

○山本分科会会長 では興委員、願ひします。

○興委員 きょうの資料には入っていないのですが、前の資料というか、事前にいただいた資料には、例えば警戒事態を誰がどう判断するのかということで、いろいろな方々の名前が挙がっていたのです。単なる事象でとらえるというのは、「震度6弱以上」だとか「大津波警報」だとか、そういうところと並行的にですね、例えば原子力規制庁、これが消えたのか消えてないのかよくわからないんですけど、これは消えたのですか。

○杉浦課長 いえ、ちょっと省略させていただいてimasu。

○興委員 省略なのか。残ってはいるのですね。

○杉浦課長 そうです。

○興委員 そうしますと、その中に、「原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対策室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等」とか「原子力規制委員会委員長が原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合」とかとなっています。何かそういう、今先生おっしゃった、多層性のある、多様性のある、ですね、そういうアクションが、その警戒事態のところについては触れられているのですね。今先生がおっしゃったことについては、この指針の中で、それぞれのところにも記載されております。例えば「国の指示または独自の判断により」ということで、県が独自の判断をすることにもなっている、その独自の判断の措置が。少なくともこの指針の中には明らかにされてなくて、そのアクションを明確にしておかないと、今久保委員がおっしゃられたような措置は講じられないだろうと危惧します。

ただし、多分県にあつては、県の指示、独自の判断をする場合の要件というのを別途定めていかれるだろうと思uるので、その際、今久保委員がおっしゃられるように、一時的に誰かがジャッジをするだけではなくてですね、そういう多様性の判断が必要かどうかというのはあるだろうと思imasuけれども、私はあまり輻輳化しないで、1人の判断

に委ねられるような、あるいはその人が全権を委ねるといふ、そういう形にしていかな
いと、やりづらいだろうと思いますね。

ちょっと今、この資料が本当に正しいのか、よくわからなかったので質問させていた
だきましたが、なぜ「原子力規制庁の審議官とか原子力防災課事故対策室長が警戒を必
要と認めるとき」とか、あるいはそれと並行的に「原子力規制委員会委員長が原子力事
故警戒本部の設置が必要と判断する」のを同次元で判断することが、よくわからなかつ
たものです。今の久保委員のご質問に対しては、できるだけ簡略化したほうがいいだろ
うと考え申し上げました。

併せて、もう1つ本質的な点は、「防災措置というのは現場の首長さんの責任ではない
か」ということです。そのため、例えば「こういう事態の場合には県知事が担うべきで
はないか」と、こういうご質問があったのだらうと思います。この点については、今回
の多分特措法の改正でも、基本的には現場の首長さんの権限は残したままで、協議とか
何か、そういう形を通して、アクションが現場の責任でできるような形にするという形
は残ったのではないかと思いますけど、それは私の認識、間違いですか。多分、そこま
で全ての権限を上の方に上げるというのにはあり得ないのだらうと思うのですが。

例えば特措法では、内閣総理大臣はこの全体の本部長であり、今回の事故対応につい
ては、菅総理の判断が適切であったかどうかという問題がありました。内閣総理大臣の
権限というのは、基本的には総合調整機能であって、基本的には現場の対応措置が求め
られるのです。自治体の首長さんたちのアクションも求められています。防災対策につ
いては。そうだとすると、市をまたがったりするものについては、当然のことながら県
知事の役割が出てくるわけですが、単独市町については、それぞれの地方の首長さんた
ちの責任に加えて。ただし、その連携をとるために、それぞれ地域にわたり、そういう
地域の広域本部を置いて、遺漏のない連携措置を講じると。これが法の建前だらうと思
うのですよね。今の久保委員の2つ目の質問は、そのように考えられるのですけど、い
かがでしょうかね。

○山本分科会会長 はい、久保委員、お願いします。

○久保委員 まあ、アクシデントに対する行政の判断というのは非常に重責の1つだらう
と思うんですけども、今回の静岡県の原子力災害に対する地域防災計画とすると、多
分一市町村の領域じゃないんですよね。避難するに当たっても、多分地方行政事務を扱
われている、それぞれの市なり町を超えて、隣町に避難とか隣の隣に避難とかというこ

とになるので、やっぱりその辺はもう、広域的に、原子力災害といえども、静岡県の場合は非常に県が大きいので、県知事がかなりやるだとか、どういう防災計画において避難計画をする、その判断プロセスというものを少し明確化しておきたいということと、判断プロセスに多重化をしておきたい。結局判断されるのは、やっぱり最終的には、今の地方行政業務からいったら市長が当たるんだけれども、多分それでは済まないということは重々理解して計画を立てていかなくちゃいけないという、その点だけは再度申し上げておきたいと思います。

○興委員 よろしいでしょうか。

○山本分科会会長 はい。興委員、お願いします。

○興委員 久保委員がおっしゃられたことに関連して、先程、私は、いわゆる災害対策特別措置法、特措法の制度趣旨から申し上げました。とは言え、現実の運用については、やはりそれぞれの地方の首長さんたちにとっても、おのずと限界がおりてあって、そのため、国が、地域に現場の本部を設けているのは、それぞれの首長さんたちの周知といいますか、役割をその時点で確認して、適切に措置を講じていただくことを求めているのです。したがって、その場に判断できる人がその場にはいないと実効性がないということでもあります。

他方、特措法の改正法の具体を、正確に理解していない部分があるかも知れませんが、久保委員がおっしゃられた、広域にまたがるようなところは、逆に、それぞれの都道府県知事とかに委ねられた形になっているかも知れません。すみません。先生のご趣旨は、実態的には必要だろうと思います。

それと、もう1つ問題は、79 ページ以降の予防的防護措置（避難）の準備について、「国の指示又は」の後に、「(県の) 独自の判断により」というふうに、今回の策定マニュアルの中に規定されているのですが、独自の判断ができるよう、体制整備をしておかなくてはなりません。大変でしょうけど。

○大竹委員 何か言わなきゃいけないですか。

○山本分科会会長 それじゃ、大竹委員、お願いいたします。

○大竹委員 あんまり私がかちばしを突っ込むような話じゃないと思いますけれども。緊急時の対応、特に指揮命令系統については「シンプル・イズ・ザ・ベスト」。私はそういうふうにずっと考えておりますし、今もそう思っております。このことと、もう一方、指揮命令じゃなくて、実際の行動部隊ですね。それはダブルにしておけば、いろいろ効

果を持つことは当然でございますので、両者を混同しないほうがいいんじゃないかなと思っています。

よろしければ、別のことを発言させていただいてよろしいですか。

質問ですが、今回の地域防災計画の改定につきまして、県民、それから地域住民の意見はどのようにして聴取してこられたか、教えていただけますか。

○山本分科会会長 県でお答えいただけますか。

○杉浦課長 毎回地域防災計画を修正する際には、関係機関のほうに「新旧対照表（改正の主な部分）」というものを送付いたしまして、関係機関からご意見をいただいて、それを取りまとめて修正するというので、直接パブコメとかそういうものはやっていないんですけれども、関係機関のほうには随時照会をして、意見聴取をしております。

○山本分科会会長 大竹委員、お願いします。

○大竹委員 申し訳ありません。「関係機関」というのがよくわからないんですけれども、関係市町村ということでございましょうか。

○杉浦課長 UPZに含まれております 11 の市町村に照会をかけさせているということです。

○大竹委員 わかりました。

○杉浦課長 あとは防災関係機関のほうにも。防災会議のメンバーの方々にも照会をさせていただいているというのが現状でございます。

○大竹委員 わかりました。それで、市町村まで下りたときに、その後の検討ですけれども、市町村の幹部あるいは関係職員の議論で済んでいるのか、それともそこから直接住民への問いかけがあるのかを伺いたいと思うんです。これ、もしかしたら「県としては関知しないよ」とおっしゃるかもしれませんがけれども、かなり重要な点じゃないかなという気がしていますので。

○杉浦課長 市町村のところまで、うちのほうからは照会させていただいていますが、その下というのは、ちょっと申し訳ないんですが、把握はされていないんですけれども、多分市町村によってまちまちですし、詳細に住民会を開いたり何かして、あるいは自治区等の役員を集めて、この県の防災計画を照会するということはないと思うんですけれども、逆に市町村は市町村で自分たちの防災計画というものをつくっておりますので、そちらについては多分、自治区の代表の方々を集めるなりして内容の照会をかけているというふうに思っております。

○大竹委員　こういう非常に重要な問題になりますと、「これはお上が決めたことだから」という話ではやっぱり済まないと思いますね。自分たちの問題として意識していくためには、決まった後に広く深くお知らせするのはもちろん大切です。けれども、それを保証するためには、考えて立案していく段階から、できる限り住民の参加を得るようにしていくのが結局は効果的ではないでしょうか。ご検討いただければと思っております。

○興委員　いいですか、今の大竹委員のご発言に関連して。

○山本分科会会長　はい。じゃ、興委員、お願いします。

○興委員　実は前々回でしょうか、こういう計画立案について、どういう場をつくってこられたのか、確かご説明があったかと思えます。そうした上で、今回この変更後のPAZの範囲として入ってきたのが牧之原市のエリアなのですね。それで、PowerPointの何ページでしょうかね。26ページか何かでしょうか。ここの部分に個別に、多分橙色の部分ですけど、その変更となるには、各現場の方々、牧之原市の方々とお話されたのではないかと思われるのですが。

先ほど、この会議の前にも県の方々にお聞きしたのでありますが、牧之原市の分がこれだけ追加をされるという情報が、他の周辺の市町村に伝わっているかどうかというふうなことを確認したのであります。逆に、前の原案でいくということについて——現行の考え方であれば、他の市町との理解が得られ、「いきましょう」ということになっていたと思うのですが、その後、牧之原市からの「避難態勢の確立のために区域変更が必要だ」というふうな声が上がったとしたら、西北西の、掛川市と御前崎市との隣接するエリアですか、その地域について、「牧之原のああいう部分が入るのだったら自分たちのほうも」というふうな声上がる可能性があるのではないかと案じました。私としては、これは風向きとかから見れば、特段配慮は必要ないと思いますけれども。

概してこの浜岡原発のサイト等の風向きというのは、東のほうに向く風、それと東北東のほうに向く風が圧倒的に強いので、西向きの風というのはそんなに多く吹かないのです。住民の方の心情を考慮すれば、そういうエリアの方々に対する理解を適切に行なっておかないと、牧之原のこの部分が付加されることによって、どうなるのかと考えられました。

それで、大竹委員の言われたことに関連して、今日の手順の中にも、これをもとに意見を照会するということが触れられておりますので、そうした手順を踏まれることで、より一層最終的なものができ上がってくるのかなと、こう思いました。

以上、所感を添えて申し上げます。

○山本分科会会長 はい、ありがとうございます。

他に、この議案について、ご意見等ございますでしょうか。

○杉浦課長 済みません。ちょっと事務局のほうから、避難指示の出るやり方といいますか、その方法をちょっとご説明させていただきますと、原子力災害が発生しますと、オフサイトセンター、現在は 2.3km のあたりにあって、今移転を計画しているんですけども、オフサイトセンターに、国、県、市の関係機関が集まりまして、そこでいろいろなモニタリングのデータとかを収集して、その情報をもとに、「この地区は避難したほうがいいだろう」ということを、政府の原子力災害対策本部のほうに、助言というか、提案をいたします。それで、政府の原子力災害対策本部で決定いたしまして、その決定した事項を県あるいは市に伝達して、最終的には市のほうから避難指示を出すというような流れが今なっております。仮に政府のほうの判断が時間がかかるようであれば、県のほうで独自で先に判断して、ここの地域を避難させるというようなこともできるというような形になっておりますので、一応そういう形で、避難の指示については体系ができていくということで申し上げておきたいと思います。

○興委員 委員長、1点だけ。

○山本分科会会長 はい、興先生。

○興委員 この個別のお話を聞いて、91 ページの避難の際の住民に対するスクリーニングの実施というところですね。従前の県の役割は、原子力災害対策本部が地方公共団体に連絡することとされている。「県は」ということで、「住民等のモニタリング及び除染を行なうものとする」とことについて、「避難した後に行なうものとする」とされています。そこで、「避難した後に行なう」というのは何だろうなと思ってはいたのですが、今回は、「県は指針に基づき、国の協力を得ながら、避難する際に住民等のスクリーニング及び除染を行なうものとする」と、避難に先立って措置事項が規定されているのです。

確かにこれは実効的かとか、意味のあることかと思うのですが、現実には、今回福島の問題もそうだったのですが、スクリーニングとか除染というふうなことを事前にといいうふうなことになってしまうと、それでもって避難が遅くなる可能性もあるかもしれない、と案じられます。ですから、この措置について、本当にそうなのか、或いは、この部分は国から指示をされているかどうかわかりませんが、いかがでしょうか、委員長。ここは看過できることとは思えないのですが、どうでしょうか。

○山本分科会会長 きょうの議題の趣旨は、2月27日に改定された原子力災害対策指針に基づいて静岡県の地域防災計画を修正したと。そこまでで、本当に大事なものは、今から実効あるプランをどうつくるか。そこだと考えております。ですから、きょう各委員から出されたご意見を参考にされてですね、本当に意味のある、実際にできる防災計画につくっていただきたいと。そういうものをつくっていただきたいと。そのように考えます。

ですから、興先生のご質問に対する答えになってないかもしれませんが、今日のところは、指針がちゃんと計画に落とし込まれているかという確認。その後、今現在進めてくださっていると思いますが、その実施のプランを、本当に意味のあるものにつくるといふ、その作業ではなかろうかと思っています。

○興委員 委員長のご発言の趣旨は、実効あるものについては確かにこれからなのですがけれども、今日の審議、何が審議の対象なのかということに戻るのですけれど、今日は静岡県地域防災計画の修正について付議されていると思います。今申し上げた91ページというのは、修正の内容そのものではないでしょうか。違いますか。私の認識が間違っているのかな。先ほどご説明もですね、そこを触れられたんですよね、修正内容ということで。したがって先送りできない話じゃないかと思いますが。

○杉浦課長 よろしいですか。ここの書かれているところ、「避難する際に」ということで書かれておりますので、実際に避難する際にスクリーニング、除染等を行なう必要は生じると思います。

それで、今現在広域避難計画を策定しておりますけれども、まさにここが、スクリーニングが今ネックになっておりましてですね、スクリーニングをやれば、どうしても時間がかかってしまいます。当然時間がかかれば避難する時間もかかってしまって、逆に被曝する量も多くなるということで、今県のほうで考えているのは、少し国のほうのですね、先ほど言いましたEALで、「ここの基準になったらここまで避難しますよ」「ここの基準になったらここまで避難しますよ」ということで、漏洩する前のことが基準で書かれておったんですけれども、そこら辺をですね、できるだけ漏洩する前に、UPZを含めた、住民の避難も少し考えながら進めていかないといけないかなということで、広域避難計画の策定の中で、そこら辺の詰めをやっていきたいと考えております。

被曝をしていなければスクリーニングというものをやる必要は全くございませんので、できるだけ早く避難させるということが、すなわちできるだけ多くの方を避難させて安

全な状態に保てるということになりますので、今興先生の言われたこと、ごもっともなものですから、そういったものを踏まえましてですね、ちょっと避難を早目に、例えば国のほうでは、施設緊急事態でP A Zだけ避難ということですが、U P Zも含めて10km 圏内まで避難させちゃうとか、いろいろちょっと避難シミュレーションをしながらですね、実効性の高い避難計画というものを策定してまいりたい。こういうふうにご検討しております。

○山本分科会会長 興委員、どうぞ。

○興委員 もう時間もないようなので。

今の事務局のご答弁のとおりであって、実効性のあるものにしなきゃならないというのは正しいと思うのですよ。その際に、逆にこの計画にそう書かれているがゆえに足かせになって、要するに避難措置が講じられないということになってきたら困ります。この「避難する際に」ではなくて、「避難する際」というのを逆に切ってですね、「避難において」とか。もうちょっと幅広い記載の仕方にするとか、もっと弾力的な取組みができるような条項にしていく必要があるのではないかと思いますので、この場では、そういう遺漏ない措置を講ずるための必要措置を県が講ずるということで、何かクローズして下さるとありがたいなと思います。

○山本分科会会長 県のほうも、今の興委員のご意見。

○杉浦課長 わかりました。全くマニュアルどおりにつくれという話ではございませんので、もちろん先生方のご意見を踏まえまして、見直すべきものは少し県のほうでも考えていきたいと思っております。

○山本分科会会長 はい、ありがとうございます。

○神村班長 すみません。ちょっと補足させていただきます。この最後のところの文案をつくった趣旨。もともと国のマニュアルどおりをしたんですが、今まで旧のE P Zの10km だったところは、避難の場所としても数十分で行ってしまうと。「そこで避難してからスクリーニングをします」というようなスキームだったんですが、今回の避難というと、30km の方々が、場合によっては県外まで避難をしなきゃいけないような状況を想定しております。そうすると、そのスクリーニングという行為をどこですか。30km を出たすぐでやるのか。出発のときにやっちゃいけないと思うんですけども、30km を出たすぐでやるのか、それとももう少し経った後、県境ぐらいでやるのか。あと、または県外まで行ったところの避難所になる入り口でとか、そのあたり、かなり幅広い選

択肢がある中で、それが具体的に広域避難計画の中で決めていかなきゃ、実行時の大きさという調整を今考えております。

そういう意味で、この「まさに」という言葉のとりようなんですけれども、その過程のうちのどこかという意味で捉えておりまして、この中で実効的なものがつくれるのかなというふうに思っております、ちょっとそのあたり、そういうご趣旨だということで、ちょっと補足させていただきます。

○山本分科会会長 はい、ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、修正に関しては、そのとおりされていると。国の原子力災害対策指針が落とし込まれているということで、本当に実効のあるプランに関して、策定を着実に進めていただければ幸いです。

どうもありがとうございました。以上をもちまして議事を終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

○垣内理事 山本分科会長、ありがとうございました。

閉会に当たりまして、静岡県、小川危機管理監からご挨拶を申し上げます。危機管理監、よろしく申し上げます。

○小川危機管理監 本日は、委員の皆様方、お忙しいところ、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、ご熱心に、県の地域防災計画への国の指針の落とし込みにつきまして、ご議論いただきましてありがとうございます。大変貴重なご意見をいただいたというふうに思っております。特に、国の判断に任せずにですね、ある意味では国の判断というのは最低限度である。それにとどまらず、それももう少し前倒し、前倒し。あるいはもうちょっとレベルの高いような防護措置を県として独自に判断してやるべきではないか。誠にごもつともだと思っております。そういう意味では、一部事務局のほうからもご案内がございましたですけれども、それにとどまらず、例えば前倒しで避難の指示をしていくということも、いわゆる地域防災計画の中の、災害対策という権限を知事は持っておりますので、その面からすれば、上乘せの指示、いわゆる重層的な、多重的な防護ということも可能だというふうに思います。

それから、興委員のほうから指摘ございました、まさにスクリーニングの問題。これは福島事故のときに、県境で福島ナンバーを拒否したというようなこともございまして、その辺の問題もございまして、県外で、できるだけ30km圏内を外れたところで、例えばスクリーニング・ポイントを設けるとかですね、実効性のあるような広

域避難計画を練る中で、しっかりとその辺が、差し障りがないような、きょういただいたご意見を生かすような対応を図ってまいりたいと思います。

今後とも、引き続き、ご意見、ご指導賜りますようお願いいたします。

今後また、小出しで国の指針が出てまいりますので、その都度またご意見等いただければと思います。本日は大変にありがとうございました。

○垣内理事 以上をもちまして、静岡県防災・原子力学術会議平成 25 年度第 1 回原子力分科会を終了いたします。

引き続き、15 時から、原子力分科会と原子力経済性等検証専門部会の合同会議を開催いたしますので、場所をかわりまして、本館 4 階となります。委員の皆様は、職員がご案内いたしますので、そのままお待ちいただきたいと思います。

それから、引き続き傍聴される方は、職員の指示に従いまして移動をお願いいたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 35 分開会